

4月1日オープン 新宿NPO協働推進センター

社会貢献活動を行う団体に会議室・多目的室・多目的グラウンドを貸し出します

新宿NPO協働推進センターでは、NPO等の社会貢献活動を行う団体の活動場所として、会議室5室、多目的室(屋内運動場)2室、多目的グラウンドを貸し出します。活動を活性化させ、さまざまな交流を深める場所としてご活用ください。

団体登録

次の全てに該当する団体は、「登録団体」として優先して施設の利用申請ができます。また、利用料金の半額を免除します。

●登録団体の要件

- 区内に活動拠点がある5名以上の団体で、区内で社会貢献活動(営利を目的とせず、不特定かつ多数の方の利益の増進に寄与することが目的の自発的活動)を行う
- 当該団体が定める規約に基づき運営・活動を行う
- 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当する
- ※登録団体でも、社会貢献活動以外の目的では使用できません。

▼4月1日(月)から…新宿NPO協働推進センター(高田馬場4-36-12) ☎(5386)1315・FAX(5386)1318へ。

▼3月29日(金)まで…地域調整課管理係(本庁舎1階) ☎(5273)3872・FAX(3209)7455へ。

※同好会や会員互助などの共益的活動を行う団体や、趣味・サークル活動を行う団体は登録できません。

●登録に必要な書類

- ①団体登録申請書
- ②団体の会則・定款等
- ③会員または役員の名簿
- ④確認書(特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当することを確認する書面)
- ⑤ちらし・パンフレット等活動内容が分かるもの
- ⑥代表者または連絡責任者の身分証明書等
- ※①④の様式は、新宿区ホームページから取り出せます。
- ※新宿区に登録しているNPO法人は、②③⑥の代わりに区登録NPO法人の登録申請結果通知書(写し)を提出してください。

登録団体の利用申請

- ▼A101・102・401会議室：原則として利用日の属する四半期の4か月前の第4土曜日(例/10月・12月利用分は、6月の第4土曜日)から申請できます。
- ▼B501会議室、多目的室、多目的グラウンド：原則として利用日の属する月の7か月前の第4土曜日から申請できます。

利用料金

各施設・時間帯で異なります。詳しくは、お問い合わせください。

区役所本庁舎1階のNPO活動情報コーナー

- 3月29日(金)で終了します
- NPOに関する相談・情報収集は、新宿NPO協働推進センターをご利用ください。

フロア案内 (人数は定員)	
1階	●101会議室(43.63㎡/18名) ●102会議室(34.24㎡/16名)
2階	●男女更衣室 ※多目的室・多目的グラウンド利用者用
4階	●受付(施設利用の申し込み等) ●401会議室A(30.66㎡/16名) ●401会議室B(30.66㎡/16名) ※AB合わせての利用も可 ●フリースペース(無料) ※打ち合わせ・情報収集などに ご活用ください(予約不要)
5階	●501会議室(92.74㎡/72名)

屋内運動場(多目的室)	
1階	●多目的室(181.5㎡/81名)
2階	●多目的室(350.79㎡/264名)

多目的グラウンド	
【利用時間】	
▶会議室…午前9時～午後9時45分	
▶多目的室…午前9時～午後9時	
▶多目的グラウンド…日曜日・祝日等の午前9時～午後5時15分(6月～8月は午後6時まで)	

新宿NPO協働推進センターに併設 私立しんえい子ども園 もくもく 4月1日開園



木をふんだんに使用した施設内

子ども園は、幼稚園と保育園の機能を兼ね備え、就学前のお子さんの保育・教育を一体的に行う施設です。4月1日、区立子ども園5園に加え、区内で初めての私立の認定子ども園として開園します。
【受入月齢・定員】生後43日以上、156名(長時間保育146名、短時間保育10名)
【基本開所時間】午前7時～午後6時(延長保育あり)

「しんえい学童クラブ もくもく」も開設

【対象】区内在住の新小学1～3年生で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童(心身に障害があり集団生活が可能な児童は6年生まで利用できます)
【開設時間】午前8時～午後7時
【運営・問合せ】社会福祉法人新栄会 ☎(3371)0246・FAX(3371)7565へ。
※子ども園の長時間保育利用申し込みは、保育課入園係(本庁舎2階) ☎(5273)4527・FAX(3209)2795へ。

徳行者 14名を表彰

区では毎年、人命救助や模範となる善行のあった方を表彰しています。24年度は、次の14名を表彰しました。

【問合せ】秘書課秘書係(本庁舎3階) ☎(3209)1111へ。

●人命救助

天野秀基さん・駒谷漢人さん・中越徹さん・柏谷季彦さん・清水侑さん：心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)での救命活動を行いました。

●犯人逮捕協力

佐々木弘貴さん：振り込め詐欺未遂事件で、犯人検挙に協力しました。

- 犯人逮捕
星野祐二さん：ひったくり犯を追跡し、現行犯逮捕しました。
- 社会奉仕活動
小澤友治さん：地域の防犯パトロールや環境浄化活動を継続して行っています。
- 渡邊成幸さん：清掃活動や資源回収活動を継続し、地域の環境美化に尽力しています。
- 前田富美子さん：町会活動や地域での子どもたちの健全育成に尽力しています。
- ※他1名(匿名希望)
- 青少年健全育成
阿部正幸さん・増井サエ子さん・滝良貞さん：繁華街での少年補導活動や防犯パトロールを継続して実施するなど、地域で青少年の健全育成に尽力しています。

4月6日～15日 春の全国交通安全運動 やさしさが走るこの街この道路



事故防止のため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。

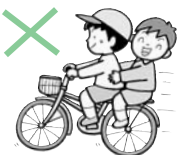
▼運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

●自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用5則(左記)の周知徹底)

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止
- 自転車・二輪車の放置防止
- 【問合せ】交通対策課交通安全企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265・FAX(3209)5595、牛込・新宿・戸塚・四谷の各警察署交通総務係へ。

知っていますか 自転車の正しい乗り方 覚えて実践しよう 自転車安全利用5則



- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
▼13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は歩道を通行できます。
- ②車道は左側を通行
- ③歩道を通行する場合は歩行者優先
自転車は車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
▼飲酒運転・2人乗り・並進・傘差し運転・運転中の携帯電話使用等は禁止
▼夜間はライトを点灯
▼交差点では信号を守り、一時停止・安全確認を
- ⑤子どもはヘルメットを着用